

京都市告示第 17 号

京都市国民健康保険条例第 14 条第 1 項、第 14 条の 7 第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する保険料率は、次のとおりとし、令和 3 年 4 月 1 日から適用します。

令和 3 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 第 14 条第 1 項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- (1) 所得割 100 分の 7.56
- (2) 被保険者均等割 24,360 円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 16,490 円
 - イ 第 14 条第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 8,250 円
 - ウ 第 14 条第 1 項第 3 号に規定する特定継続世帯 12,370 円

2 第 14 条の 7 第 1 項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- (1) 所得割 100 分の 2.83
- (2) 被保険者均等割 8,870 円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 6,000 円
 - イ 第 14 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 3,000 円
 - ウ 第 14 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定継続世帯 4,500 円

3 第 15 条第 1 項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- (1) 所得割 100 分の 2.53
- (2) 被保険者均等割 9,410 円
- (3) 世帯別平等割 4,750 円

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)